

丹南都市計画特定用途制限地域の変更（越前市決定）

丹南都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

	種 類	面 積	変更概要	備考
丹南都市計画区域	特定用途制限地域 (北陸新幹線南越駅 (仮称) 周辺地区)	約 48ha	特定用途制限地域の廃止 区域：越前市庄町、岩内町、大屋町、葛岡町の一部 建築制限の廃止 1 建築基準法別表第二（い）項第1号および第2号の建築物以外の建築物 ※ただし、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。）第20条第1項第1号および第2号の建築物は除く。	

「位置および区域は計画図表示のとおり」

（理 由）

別添理由書のとおりとする。

理 由 書

当地区は、北陸新幹線新駅が開業を予定しており、北陸自動車道武生インターチェンジや国道8号が近接する広域交通の結節点という地理的特性を有している。市都市計画マスタープランでは、県域を越えた多様な利用者を対象とする広域交流及び連携拠点としてふさわしい広域高次都市機能の誘導を先行的に図るエリア（広域高次都市機能誘導地区）と位置付け、民間活力による広域高次都市機能の誘導を図るため、新たな都市計画手法を検討するものとしている。

このため、越前市では、平成30年10月1日に、新幹線開業によるインパクトを活かしたまちづくりを効率的に推進し、広域高次都市機能の誘導を図るうえで、北陸新幹線新駅周辺地区内の無秩序な開発を制限することを目的として、丹南都市計画特定用途制限地域（北陸新幹線南越駅（仮称）周辺地区）を都市計画決定し、自己の居住の用に供する住宅及び農業の用に供するもの以外の建築物の建築の制限を行ってきた。

都市計画決定後、当地区のまちづくりをすすめるため、平成30年12月に地元関係者や地権者等で構成する南越駅周辺まちづくり協議会を設立し、平成31年1月には有識者らを含めた南越駅周辺まちづくり計画策定委員会を設置、協議会及び策定委員会において議論を重ね、令和2年3月にまちづくりのテーマ、方向性を示した「南越駅周辺まちづくり計画」を策定・公表した。

現在、越前市においては、令和2年7月に南越駅周辺整備開発ルール等検討委員会を設置し、具体的な土地開発ルール及び公共空間ルールについて協議をおこない、「南越駅周辺まちづくり計画」のまちづくり実現に向けた適正で計画的な土地利用を推進する都市計画手法として、「北陸新幹線新駅周辺地区地区計画」の都市計画決定の手続きを進めていることから、新たな都市計画の決定に併せ、現行の特定用途制限区域を廃止する。